

市職員 の給与公表

『人事行政の運営等の状況』のうち、給与の状況や勤務の状況等について公表します。

給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法に定められている『職務給(職務と責任に応ずるもの)』『均衡(民間賃金との均衡を保つための人事院勧告)』『給与条例主義(給料、手当、勤務時間)』に基づき、『伊豆の国市職員の給与に関する条例』で定められています。これらの条例や法律に根拠のない給料や手当は支給されません。

なお、市条例の制定や改廃は、市民の代表である市議会の議決が必要です。

職員数の状況

職員数	
平成17年度	419人
平成18年度	415人

特別職の給与等の状況(平成18年4月1日現在)

	区分	月額	期末手当	
			6月期	12月期
給料	市長	810,000円	2.10月分	2.30月分
	助役	670,000円	2.10月分	2.30月分
	収入役	620,000円	2.10月分	2.30月分
	教育長	610,000円	2.10月分	2.30月分
報酬	議長	370,000円	1.70月分	1.85月分
	副議長	330,000円	1.70月分	1.85月分
	議員	305,000円	1.70月分	1.85月分

給与の状況

1 人件費の状況(平成17年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
183億2,347万円	29億4,886万円	16.09%

2 職員給与費の状況(平成17年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
388人	13億3,146万円	2億955万円	5億4,783万円	20億8,884万円	538万4,000円

職員手当には退職手当は含みません。

3 職員の平均給料額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	306,953円	341,352円	41.09歳
教育公務員	241,964円	252,194円	33.05歳
技能労務職	243,600円	253,611円	52.06歳

平均給与月額とは、給料及び職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)の合計。

4 初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分	伊豆の国市	国
一般行政職	大学卒	170,200円
	短大卒	151,000円
	高校卒	138,400円

5 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	主事	主任主事	主査、副主幹	主幹ほか	課長、副参事ほか	部長、支所長ほか	
職員数	60人	96人	123人	58人	36人	13人	386人
構成比	15.54%	24.87%	31.87%	15.03%	9.33%	3.36%	100%

『職員の給与に関する条例』に基づく行政職給料表(甲)の級区分による職員数である。

『標準的な職務内容』とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員の諸手当(平成18年4月1日現在)

1 期末・勤勉手当の状況 国の定める基準と同じ。

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.40月分	0.725月分	2.125月分
12月期	1.60月分	0.725月分	2.325月分
計	3.00月分	1.45月分	4.45月分

3 その他の職員手当の状況

【特殊勤務手当】

防疫作業手当

感染症が発生し、または発生する恐れがある場合、その防疫作業に従事する職員 1日につき600円

行旅病人等取扱従事手当

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律93号)の規定により行旅病人等を取り扱う業務や、これに準ずる業務に従事する職員 1件につき2,000円

行旅死亡人等取扱従事手当

行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により行旅死亡人等を取り扱う業務や、これに準ずる業務に従事する職員 1件につき5,000円

じんかい処理手当

廃棄物の収集・運搬、または処分をする業務に直接従事する職員 1日につき1,000円

火葬業務手当

火葬場で火葬を行う業務に従事する職員 1日につき2,000円



2 退職手当の状況 国の定める基準と同じ。

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分

【扶養手当：月額】

配偶者 13,000円

配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円

配偶者以外の扶養親族のうち3人以上 5,000円

扶養親族でない配偶者がいる場合の1人目の扶養親族 6,500円

16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算

【住居手当：月額】

借家住まいの職員には、月額12,000円以上の家賃の額に応じて最高27,000円

本人名義の住宅に住んでいる職員には、新築・購入後5年まで2,500円

【通勤手当：月額】

交通機関等を利用する職員に最高55,000円

通勤距離片道2キロ以上60キロ未満の自動車等を利用する職員に2,000円～23,600円

通勤距離片道60キロ以上の自動車等を利用する職員に24,500円

交通機関と交通用具を併用する職員に最高55,000円

勤務の状況

1 勤務時間の状況(平成18年4月1日現在)

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
8時間	8:30	17:15	12:15～13:00

毎週木曜日、窓口業務は19:00までの勤務。

2 年次有給休暇の取得状況(平成17年度)

平均取得日数	消化率
8.2日	20.7%

このページでは、抜粋した項目を紹介しています。さらに詳しい内容は、伊豆の国市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 総務課
電話 055 948 1411